

事業継続支援金（第3弾）のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少した中小企業等のうち、一定要件に該当する事業者に対し支援金を交付します。これまで国、県、市から補助を受けていても要件に該当すれば対象となります。なお、本事業は昨年度に引き続き3度目の実施となります。

1 対象となる事業者

市内に事業所を有する中小企業者または個人事業主のうち、次のいずれにも該当する事業者。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月から令和3年6月のうちのひと月の売上高が、前年または前々年同期と比較して20%以上減少していること。
- ② 事業等収入が一時所得並びに譲渡所得を除く総収入の50%以上であること。
- ③ 令和2年分の年間事業等収入が100万円以上であること。
- ④ 令和2年分の確定申告又は令和3年度住民税申告がなされていること。
- ⑤ 営む事業が風俗営業等に該当しないこと。
- ⑥ 交付申請及び交付決定時点において事業を継続していること。
- ⑦ 令和2年度課税分までの市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- ⑧ 令和2年12月末までに開業していること。



2 支給額

1 事業者あたり **20万円**

3 受付期間

令和3年4月19日 から 令和3年8月31日 まで

4 申請手続き

下記の①～⑤の必要書類を申請窓口までご提出ください。

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
※市ホームページよりダウンロードください。
- ② 事業等収入が確認できる書類
 - (1) 中小企業者の場合
令和2年4月～令和3年3月に決算期を迎えた際の法人事業概況説明書の写し
 - (2) 個人事業主の場合
令和2年分の所得税及び復興特別所得税確定申告書Bの第1表または、
令和3年度市民税・県民税申告書の写し
- ③ 売上高の減少率がわかる書類（比較月の売上が確認できる帳簿等）
- ④ 本人確認書類（運転免許の写し等）
- ⑤ 振込口座と口座名義が確認できる通帳等の写し

5 申請方法

【郵送の場合】

申請書類を下記の宛先に郵送ください。

その際、封書に「**事業継続支援金申請書類在中**」と記入ください。

【持参の場合】

申請書類を市役所庁舎内に設置する専用ボックスに投函ください。

6 問い合わせ先

富谷市 経済産業部 産業観光課 〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地
電話 022-358-0524 FAX 022-358-2359
メール :sangyoukankou@tomiya-city.miyagi.jp